

京都市訓令甲第30号

庁 中 一 般  
区 役 所  
市 立 大 学  
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第5条中「その旨の報告書」を「事務引継報告書（別記様式）」に改め、「広報監」及び「情報政策監」を削り、「サービス監、観光政策監」を「広報監、情報政策監」に、「及び区長並びに」を「区長、担当区長及び」に、「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

第6条中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

事務引継報告書

年 月 日

(あて先)

前任者の職及び氏名

①

後任者の職及び氏名

①

年 月 日付け に伴う事務引継を、別紙のとおり完了  
しました。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)